

第4章 計画の推進

1 総合的な連携体制

計画に掲げる目標の達成に向け、各地区に設置する学校運営協議会をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となって計画を推進していきます。

また、行政においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置された総合教育会議において、市長と教育委員会が重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整するなど、教育委員会と市長部局の緊密な連携のもと各種施策に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

高山市教育振興基本計画を効果的かつ着実に推進するため、実施した施策について高山市教育委員会点検評価委員による点検評価を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行うとともに、教育振興会議や文化財審議会、社会教育委員会、スポーツ推進審議会等の各審議会等とも情報を共有します。

また、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現をめざしていくこととしますが、新たな課題が生じた場合や、点検評価結果により施策の改善が必要となった場合などには、計画期間の途中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

